

入札（見積）結果調書

令和8年度

契約番号	第15-21-00011号		
件名	上下水道料金コンビニエンスストア等収納代行業務(令和7年度発行分)		
入札(見積)年月日	令和8年3月23日	13時	30分
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	下記単価に当該単価の100分の10に相当する額を加算した金額	主管課	15 営業課
		最低制限価格	無
工種(業種)	290 その他		
落札(決定)業者	(株)電算システム		

入札（見積）経過

(単位:円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
(株)電算システム	収納代行						決定
	1件当たり 53.00						
備考 【単価契約】							

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件名 : 上下水道料金コンビニエンスストア等収納代行業務
(令和7年度発行分)
- 2 特定業者 : 株式会社 電算システム
- 3 特定理由 : 本業務は、令和8年3月31日までに発行した上下水道料金の納入通知書について、各コンビニエンスストア会社からのコンビニ収納及びスマートフォン決済サービスを介して収納した収納金に係る収納データの取りまとめを行うとともに、収納した料金を金融機関口座に払い込むものである。
本業務は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年を履行期間とする業務委託契約を原契約としており、この期間に発行する納入通知書を使って令和8年4月以降に支払う場合は、引き続き当該事業者が収納代行を担うこととなる。なお、上下水道料金の納入通知書に印字されているバーコードの有効期限は、納入期限から1年間としており、原契約の履行期限の終期に発行した納入通知書は、令和9年4月までコンビニエンスストアで支払うことが可能である。
当該事業者による公金の収納を、法令及び契約に基づいて適切に行わせるため、引き続き当該受託者が収納データの取りまとめ及び収納金の払い込みを行うことが不可欠である。
以上により、現受託者は、本業務を履行することのできる唯一の業者である。
- 4 根拠規定 : 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号